

○経済産業省令第 号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第 号）の施行に伴い、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の五第一項及び中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第三条第一号の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則及び中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

中小企業信用保険法施行規則及び中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第一条 中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公害防止に要する費用）	（公害防止に要する費用）

第八条 「略」

一 「略」

二 工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用

大気の汚染、水質の汚濁、騒音その他の公害を防止するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域から次に掲げる地域に移転するために要する費用で土地、建物、機械設備その他の施設の取得に要するもの

イ 「略」

第八条 「略」

一 「略」

二 工場又は事業場の公害防止のためにする移転の費用

大気の汚染、水質の汚濁、騒音その他の公害を防止するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域又は準工業地域から次に掲げる地域に移転するために要する費用で土地、建物、機械設備その他の施設の取得に要するもの

イ 「略」

ロ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第号）第二条第一項に規定する過疎地域 ハ 「略」 三・四 「略」	ロ 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域 ハ 「略」 三・四 「略」
備考 表中の「」の記載は注記である。	
（中小小売商業振興法施行規則の一部改正） 第二条 中小小売商業振興法施行規則（昭和四十八年通商産業省令第百号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前

(組合員の数等)

第九条 「略」

2 「略」

3 施行令第三条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（次の表の上欄に掲げる特別の理由に該当すると認められるときは、同表の下欄に掲げる人数）とする。

特別の理由		「略」
組合員又は所属員数	十人	「略」
三 当該団地が次のいずれかの区域又は地域に設置される場合		

(組合員の数等)

第九条 「略」

2 「略」

3 施行令第三条第一号の経済産業省令で定める数は、二十人（次の表の上欄に掲げる特別の理由に該当すると認められるときは、同表の下欄に掲げる人数）とする。

特別の理由		「略」
組合員又は所属員数	十人	「略」
三 当該団地が次のいずれかの区域又は地域に設置される場合		

備考 表中の「」の記載は注記である。	4 ～ 6 「略」	イ 「略」	ロ 過疎地域の持続的発展 の支援に関する特別措置 法（令和三年法律第 号）第二条第一項に掲 げる過疎地域	ハ 「略」	「略」
		イ 「略」	ロ 過疎地域活性化特別措 置法（平成二年法律第十 五号）第二条第一項に掲 げる過疎地域	ハ 「略」	「略」

附 則

この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日（令和三年 月

目
から施行する。